

◇大阪市立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 こども未来戦略の趣旨を踏まえた児童を保育する事業として市長が定める事業を行う保育所等を定めることにしました。
- 2 この規則は、令和6年7月1日から施行することにしました。

(こども青少年局幼保施策部保育所運営課)